

議案第 19 号

桐生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

桐生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年桐生市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「法第 5 条の 2」を「法第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第 11 条第 1 項を次のように改める。

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数とする。

第 46 条第 6 項の表中「又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院」に改める。

第 47 条第 3 項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に、「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

第 48 条、第 62 条第 3 項、第 74 条第 2 項及び第 75 条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第 80 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 85 条第 3 項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 19 号 桐生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。